

資料1	令和8年2月26日
	第33期青少年問題協議会 第3回専門委員会



豊島区子ども・若者の  
意見聴取・反映に向けた手引き  
(案)



令和8年3月 豊島区子ども若者課

# 目次

## はじめに

### 1 子ども・若者の意見を聴き、反映することの意義

- (1) 豊島区子どもの権利に関する条例
- (2) こども基本法
- (3) 豊島区の子ども・若者の意見聴取・反映の考え方
- (4) 子ども・若者の意見聴取・反映の意義（なぜ声を聴き・反映させるのか）

### 2 意見を聴く場面と対象となる子ども・若者

- (1) 意見聴取の場面と反映
- (2) 意見聴取の対象となる子ども・若者とは
- (3) 子ども・若者の定義

### 3 子ども・若者の意見を聴くときの心構えと進め方

- (1) 意見聴取と反映のプロセス
- (2) 子ども・若者へのアプローチにおいて大切なこと～聴くときの姿勢と心構え～
- (3) 意見を聴き、反映につなげるための留意事項
  - ① 【STEP1：企画する】意見聴取の場の企画・設計
  - ② 【STEP1：企画する】参加者の募集・準備
  - ③ 【STEP2：意見を聴く】意見聴取の場での対話の仕方
  - ④ 【STEP4：フィードバックする】フィードバック
  - ⑤ 政策反映につなげるための意見聴取の課題や工夫

### 4 多様な子ども・若者の意見を聴くための留意事項

- (1) 学校、地域、生活の場などを通じて情報や参画機会を提供することが困難な子ども・若者
- (2) 意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要な子ども・若者
- (3) 意見を言うことが安全・安心でないなど、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要な子ども・若者
- (4) 言葉だけでなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思（思いや願い）が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児

### 5 子ども・若者の意見を聴き反映する取組の事例

## はじめに

- 豊島区では、近年の法令の制定や社会環境の変化を踏まえて、子ども・若者を中心とした施策対象の声を受け止め、令和7年3月に「子ども・若者総合計画」を改定しました。改定計画では、区がこれまで条例に基づき子どもの権利保障として進めてきた『子ども・若者が思いを伝えること』や『大人が思いを受け止め、社会に参画できるよう支援する』取組を大切にしながら、さらに推進することを明記しています。
- 本手引きは、計画に掲げた目標を実現するための第一歩として、計画の具体化に向けた考え方や進め方を整理し、区や関係者共通の手引きとしていくことを目的として作成したものです。
- 子ども・若者の意見を聴き、反映させることは、特定の部署に留まらず区の全施策に通じる重要な視点です。そのため、将来的にはこの取組が、全職員や区民と接点を持つすべての民間団体へ広く普及し、区全体でこの取組が共有されることを目指しています。
- 本手引きは、子ども・若者の意見表明や参画についての基本的な考え方や進め方を学ぶ手引きとしてだけでなく、日々の実務における具体的な参考資料・事例集としても活用いただけるよう構成しています。今後は、実際の取組事例の蓄積や職員研修の実施を通じ、子ども・若者に直接関わる行政職員や施設職員、および民間支援団体（NPO等）のスタッフが場面や目的に応じて活用いただけるよう、それぞれの現場で子ども・若者への取組に反映できるよう、内容をさらにブラッシュアップしていく予定です。



# 1 子ども・若者の意見を聴き、反映することの意義

## 1 豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年3月29日条例第29条）

豊島区では、区が目指す理念を子どもの権利が保障されることとし、その大切な7つの権利の一つを「思いを伝えること」としています（条例第9条）。そのほか、条例第17条では「子どもにかかわる施設における保障」として、子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、**子どもの意見を聴く機会を作る**よう努めなければならないと規定しています。さらに、第20条においては、「**子どもの社会参加及び参画**」として、おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるようにしなければならないこと、及び区は、次代を担う子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければならないことを規定しています。

### ○（思いを伝えること）

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されています。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。
- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

### ○（子どもにかかわる施設における保障）

第17条

5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、**子どもの意見を聴く機会を作る**よう努めなければなりません。

### ○（子どもの社会参加及び参画）

第20条

3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。

4 区は、次代を担う子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

## 2 こども基本法（令和4年6月22日法律第77号）

国は、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約」の精神に則り、『こどもまんなか社会（すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会）』の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として「こども基本法（以下「法」という。）を制定しました。

法の基本理念を規定する第3条第3項においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び

多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、同条第4項においては、全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることとしています。

また、法第11条において、国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとしています。

○（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

3 全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4 全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

○（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

### 3 豊島区の子ども・若者の意見聴取・反映の考え方

区では、子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象に、その関係者も含めた施策対象の意見を聴き、反映させる取組を大切にしながら施策を進めてきました。

そして、その取組をさらに前進させるために、計画の推進手法としてこれまで進めてきた「PDCAサイクルに基づく検証」に「意見を聴く」と「フィードバックする」の概念を追加した「豊島区子ども・若者アクションステップ」を令和7年3月に策定した区の子ども・若者分野の「子ども・若者総合計画」に位置付けました。

新たな計画においては、これまでの「PDCAサイクル」に基づく検証を強化し、「豊島区子ども・若者アクションステップ」を導入することで、区のあらゆる取組に子ども・若者等の意見を反映させていくことを明記しています。

#### 【豊島区子ども・若者アクションステップ】



STEP1	意見を聴く対象の検討、テーマ設定、実施体制構築、人員確保、等
STEP2	STEP1の内容について、対象からの意見聴取
STEP3	STEP2で聴いた意見を受け止め・検証し、どのように反映するのかを検討し、事業を実施
STEP4	STEP2で聴いた意見がどのように扱われたのかを対象へ説明
STEP5	STEP1～4の取組について、審議会による点検・評価を受け、これを反映し施策を改善

なお、『意見』とは、論理的に整理された考え (Opinion) だけではなく、より広い気持ちや考え (Views) を指しています。また、『聴く』とは、子ども・若者に関わるすべての事由について確認するのではなく、目的や内容を踏まえて必要な対象にアプローチすることが大切です。

## 4 豊島区の子ども・若者の意見聴取・反映の意義 (なぜ「子ども・若者の意見を聴き、反映する」のか)

子ども・若者は社会を構成する重要な一員であり、自分自身に関係するすべての事項について意見や気持ちを表明し、多様な社会活動に参画することは「子どもの権利」として保証されています。子ども・若者の意見を聴き、反映することは、子どもの権利を保障するとともに、次のような意義があると考えます。

### ● 施策展開の実効性や質を向上させることができる

行政が提供するサービスや施策をより効果的なものにするためには、当事者である子ども・若者の視点が不可欠です。子ども・若者の日常の実感に基づいた意見を反映することで、現場のリアリティに根差した施策が展開できます。

### ● 子ども・若者の育ちを支えることができる

子ども・若者が自らの意見を表明し、その意見が社会の意思決定に反映されたと感じる経験は、「自分の意見が社会の役に立った」という実感が得られ、自己肯定感や自己有用感を高める機会となり、ひいては、子ども・若者の健やかな成長に寄与すると考えられます。また、自ら考え、他者と対話し、意見が社会に届く社会参画の体験を通じて、次代を担う主体性が育まれていきます。

### ● 社会的信頼を構築することができる

意見聴取の取組は、子ども・若者と大人が、互いの理解を深め、信頼関係を構築する場となり、対話を通じて、共に支え合うパートナーシップを築きます。これにより、子ども・若者施策を支える重要な要素である社会的信頼の構築がなされます。

子ども・若者の意見表明と主体的な参画のプロセスは、社会全体を持続的に発展させる循環を生み出します。子ども・若者が自らが意見を表明することで、自身の意識が変わり、その変化が行政のあり方へ前向きな影響を与えます。そして、意見を表明し、その意見が尊重された経験を重ねた子ども・若者がやがて親世代になったとき、次の世代の声に真摯に耳を傾ける文化が根付き、子ども・若者の意見を尊重し続ける好循環が確立されることが考えられます。

## 【 2 】 意見を聴く場面と対象となる子ども・若者

子ども・若者は生活するあらゆる場面において、自分自身に関することについての意見を表明する権利が保障されています。

それでは、子ども・若者に対する意見聴取の場面としては、具体的にどのような接点が考えられるでしょうか。また、区内には意見聴取の対象となるどのような子ども・若者が存在しているのかを次のとおり整理しました。

### 1 子ども・若者の意見聴取の場面と反映

意見聴取にあたり、子ども・若者と手引きを活用する側の関わりについては、以下のとおり大きく4つの場面に分類することができます。

第一に、子ども・若者が生活している家庭や地域、さらに習い事等の日常生活や育ち、学びの場面です。第二には、子ども・若者が相談したり、さまざまな分野の専門家と関わったりする相談対応や支援の場面です。第三には、子ども・若者に関する行政や民間によるサービスが提供される、施設運営・事業や活動の場面です。第四には、子ども・若者を対象とした区政や行政による施策の策定及び評価・検証等政策や計画推進の場面です。

いずれの場面においても社会的な信頼が形成・維持されていく過程であることは変わりなく、子どもの最善の利益を踏まえ、その意見を尊重することが重要です。

意見聴取の場面	日常生活・育ち・学び	相談対応・支援	事業・活動	政策・計画推進
接点	保護者、施設、学校等の職員等	相談窓口を担う専門職や職員	事業・活動の運営者や職員等	子ども・若者施策の所管職員等
目的	子ども・若者が主体的に自分らしく生きていくこと	一人ひとりの子ども・若者の思いを尊重した課題解決	子ども・若者の視点に立った事業・活動づくりと質的向上	実効性のある政策や計画づくりと評価・検証
例	学校・家庭生活	子ども若者総合相談	利用者会議	としま子ども会議・子どもレター
アクションステップの位置付け	外側		内側	

意見の反映にあたっては、意見を聴取した場面のみでの反映に留めるのではなく、当事者の最善の利益を守ることを前提に、例えば、子どもレターのように子ども・若者の声を関係部署と連携して課題整理や分析を行い、その声に応じた適切な反映の取組へと確実に繋げていくことが必要です。

そして、子ども・若者の参加と形だけで終わらせることなく、聴取した声を確実に受け止め、その反映結果を関係者へ丁寧にフィードバックする取組を継続して実行することで、区民の日常生活や、区政の方針や施策を決める場においても、あたりまえに子ども・若者の声が聴かれ・反映されていくことが大切です。

## 2

## 意見聴取の対象となる子ども・若者とは

意見聴取の対象となる子ども・若者について、国が考えた「意見をいう・聴く際の困難性（声を聴かれにくいポイント）に着目した整理」を参考とし、次のとおり整理しました。

なお、この整理は子ども・若者へ意見を聴くためのアプローチへ向けた出発点としてのものであり、それ以外の子ども・若者へのアプローチを否定するものではありません。

これらの他、家庭や地域に安心できる居場所がない子ども・若者や自然災害、感染症、事故、犯罪にあった場合等の緊急事態下におかれた子ども・若者等、状況にあわせて全ての子ども・若者の声を聴くことが大切です。

	声を聴かれにくいポイント	子ども・若者の例
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の仕組み・ルール、政策課題について知る機会がない</li> <li>・意見を伝えやすい相手が身近に存在しない</li> <li>・意見の背景にある状況や環境について相互理解がなされない</li> <li>・安全で安心な場所で意見を言う機会がない</li> <li>・意見を言うときや、言った後の心理的安定性が確保されない</li> <li>・自分が伝えやすい表現方法で伝えることができない</li> </ul>	(共通) ①子ども ②若者 ※若者について、若年妊産婦の若者等、養育者であるかによって環境が異なるので、意見を聴く際には留意が必要です。
2	学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会をつくるのが困難 →自分自身が、学校や地域の居場所から外れた存在だと思ひ、いわゆる「学校でうまくいっている人」「マイノリティではない人」と一緒にいることに苦痛を感じることもある。 →困難な状況にあることを自分でわかっていない場合も多く、学校や地域で居場所にまったく参加できていない場合もあるため、意見を聴くこと、声掛けすることが難しいことがある。	①不登校の子ども ②ひきこもりである子ども・若者 ③経済的に困難な家庭(生活困窮家庭)の子ども・若者 ④ひとり親家庭の子ども・若者 ⑤ヤングケアラー 等

声を聴かれにくいポイント	子ども・若者の例
<p>意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要</p> <p>→大人（聴く側）が勝手に意見がないと思いがちである。意見が言語化されて表れていないからと言って意見がないわけではないことに留意する。</p> <p>3 →意見表明にあたり、意見の表明が上手くできない経験や、意見を伝えることに時間がかかることで「言っているけれども伝わらない」経験や、意見を言うと大人が「大事（おおごと）」にしてしまうなどの経験をしてきたことが考えられます。そうした経験の積み重ねが、大人へ意見を言うことへの障壁になっている特徴がある。</p>	<p>①障害のある子ども・若者</p> <p>②医療的ケアの必要な子ども</p> <p>③外国にルーツを持つ子ども</p> <p>等</p>
<p>・意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要</p> <p>・意見を言うことが安全・安心でない</p> <p>→置かれた環境・経験によって、自身の気持ち自体を失ったり、気持ちを言うことへの恐怖心が植え付けられており、意見形成や意見表明の力が弱っていることが多い。</p> <p>→不信任や警戒心が強く、傷つきやすい状況になっており、意見を言うこと、聴かれることによって、苦痛を感じる恐れがある。</p> <p>4 →自身の経験・属性・意見が伝わることによって不利益を被るリスクがあるため、匿名性が確保されるかどうかを強く気にすることがある。</p> <p>→社会的養護経験者は、社会からの支援とのつながりが途切れる場合もあり、声を伝える機会自体が少ない。また、相手を選ばなければ言えない特徴があります。さらに、勇気を出して意見を言っても、「理解されない、伝わらない」、「言ったことで逆に自分に不利益が被る」経験が、意見を言うことのハードルを上げていることもある。</p>	<p>①社会的養護の下で暮らす子ども</p> <p>②社会的養護経験者</p> <p>③虐待を受ける、または受けたことがある子ども・若者</p> <p>④多様な性自認・性的指向の子ども・若者</p> <p>⑤いじめを受ける、または受けたことがある子ども・若者</p> <p>⑥DVを受ける、または受けたことがある子ども・若者</p> <p>⑦非行・犯罪に陥った子ども・若者</p> <p>等</p>
<p>言葉だけでなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思(想いや願い)が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児</p> <p>→乳幼児から意見を聴くこと自体難しいと考えられてきて、これまであまり聴かれてこなかった経過がある。</p> <p>→日常のつぶやきや表情の中に、気持ちや考えが含まれているため、まとまった形の意見として聴かれにくいことがある。</p> <p>→保育園等でも、保育士が決めた指示に従うことが求められ、従わない子は問題児（困った子）扱いされてしまうことがある。</p> <p>5</p>	<p>0歳、概ね1歳～3歳未満の幼児、概ね3歳以上の幼児）<sup>⑧</sup></p> <p>等</p>
<p>6 -</p>	<p>1～5のポイントを複合的にもつ子ども・若者</p>

※意見を言う・聴く際の困難性（声を聴かれにくいポイント）にあてはまる子ども・若者の例は考えられる一部であり、該当する全ての子ども・若者を網羅できているわけではありません。

## 3

### 子ども・若者の定義

豊島区における「子ども・若者」とは、一般的な定義は次のとおりです。ただし、実施する施策によっては、この定義が異なることもあります。

#### 1 共通する定義

##### ① 子ども

18歳未満の者及び、18歳以上20歳未満で学校や子どもに関する施設に在籍している者。なお、年齢により必要な支援が途切れてしまうことのないよう、一部施策においては対象の年齢を広げる。

(出典：豊島区子どもの権利に関する条例、子ども・若者総合計画)

##### ② 若者

18歳以上20歳未満で子どもでない者及び、20歳以上からおおむね30歳未満までの者。なお、年齢により必要な支援が途切れてしまうことのないよう、一部施策においては対象の年齢を広げる。

(出典：子ども・若者総合計画)

#### 2 学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会を提供することが困難な子ども・若者

##### ① 不登校の子ども

「不登校の子ども」とは、ある年度の間に30日以上登校しなかった児童生徒（連続したものであるか否かを問わない）のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」のことをいう。

※ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。

(出典：文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査票」より抜粋)

##### ② ひきこもりである子ども・若者

「ひきこもり状態にある人」とは、仕事や学校等に行くことができず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどすることができず、次のいずれかに該当する人のことをいう（ただし、加齢による寝たきり、重度の身体や内臓の障害・疾患により外出が困難な人は除く）。①自宅や自室に閉じこもっている状態の人、②時々買い物などで外出することがある人。

(出典：子ども・若者総合計画（令和7～11年度）)

### ③ 経済的に困難な家庭の子ども・若者

ア 子どもの生活困難を以下の3つの要素に基づいて分類し、2つ以上の要素に該当する者を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する者を「周辺層」、両者を併せて「生活困難層」と定義する。①低所得（等価世帯所得が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準（135.3万円）未満の世帯）、②家計の逼迫（経済的な理由で、公共料金や家賃の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など7項目のうち1つ以上該当）、③子どもの体験や所有物の欠如（子どもの体験や所有物などの15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上該当）。

（出典：令和4年度子供の生活実態調査（東京都））

イ 「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

（出典：生活困窮者自立支援法第3条）

### ④ ひとり親家庭の子ども・若者

母子世帯、父子世帯のこと。

母子世帯とは、父のいない児童（満20歳未満の子どもであって未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。父子世帯とは、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

（出典：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省））

### ⑤ ヤングケアラー

家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと（概ね30歳未満の者。状況に応じ40歳未満を含む）。

※「過度に」とは、子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就学準備等）を奪われたり、ケアに伴い心身的・精神的負荷がかかったりすることによって負担が重い状態になっている場合を指す。

※「家族の日常生活上の世話」には、「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮・通訳なども含まれる。

（出典：豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)、子ども・若者育成支援推進法第2条）

---

### ③ 意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要な子ども・若者

---

#### ① 障害のある子ども・若者

ア 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児含む）又は、国が定める難病等である児童のこと。（出典：児童福祉法第4条第2項）

イ 18歳以上の中軽度知的障害者（区内在住・在勤）。（出典：豊島区日曜教室実施要綱）

#### ② 医療的ケアの必要な子ども

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人口吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以降の高校生等を含む。）のこと。

（出典：豊島区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度））

#### ③ 外国にルーツを持つ子ども

国籍にかかわらず、保護者の両方またはどちらかが外国籍等で海外とのつながりのある子どもや、外国生まれ・外国育ちなどで日本語が母語ではない子どものこと。

（出典：豊島区多文化共生推進課）

---

### ④ 意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要な子ども・若者、意見を言うことが安全・安心でない子ども・若者

---

#### ① 社会的養護の下で暮らす子ども

・「社会的養護」とは、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対して、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

・「社会的養護の子どもがいる施設」は、「家庭養護（里親、ファミリーホーム、養子縁組など）」と「施設養護（乳児院、児童養護施設など）」に分けられる。

（出典：豊島区社会的養育推進計画（令和7～11年度）、資料集「社会的養育の推進に向けて」こども家庭庁2023）

#### ② 社会的養護経験者（ケアリーバー）

児童養護施設や里親などによる養育（ケア）から離れた子ども・若者、社会的養護経験者のこと。

（出典：豊島区子ども・若者総合計画（令和7～11年度）豊島区社会的養育推進計画（令和7～11年度）、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」について（子ども家庭庁「令和6年3月30日：こ支家第186号」））

### ③ 虐待を受ける、または受けたことがある子ども・若者

「児童虐待」とは、保護者とその監護する児童について行う「身体的暴行」、「性的暴行」、「心理的虐待」、「ネグレクト」の4つの行為のこと。

(出典：児童虐待の防止等に関する法律第2条)

### ④ 多様な性自認・性的指向の子ども・若者

「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかを指し、一般的に「心の性」といわれる。「性的指向」とは、恋愛感情や性的関心がどのような対象に向いているか、向いていないかを指している。性的指向が異性に向いている異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向いている同性愛（ホモセクシュアル）、女性と男性の両方に向く両性愛（バイセクシュアル）などがある。

(出典：豊島区子ども・若者総合計画（令和7～11年度）)

### ⑤ いじめを受ける、または受けたことがある子ども・若者

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいい、いじめの起こった場所は、学校の内外を問わないものとする。

(出典：豊島区いじめ防止対策推進条例第2条)

### ⑥ DVを受ける、または受けたことがある子ども・若者

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」とは、配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことで、力によって相手を支配し従属的な状況に追い込む行為。殴る・蹴るなどの「身体的暴力」のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの「精神的暴力」、交友関係の監視・制限などの「社会的暴力」生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、避妊に協力しない、性的行為を強要する「性的暴力」などがある。また、夫婦間の暴力を子どもの見ている前で振るうことは、面前DVであり、子どもへの心理的虐待にあたる。

(出典：子ども・若者総合計画（令和7～11年度）、内閣府男女共同参画局定義（児童虐待の防止等に関する法律第2条）)

### ⑦ 非行・犯罪に陥った子ども・若者

「非行」とは、20歳未満の者が刑罰法令に違反する行為（触法行為）や、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがある状態（ぐ犯行為など）を行うことであり、必ずしも犯罪に至らない行為も含まれる。一方、「犯罪」とは、刑罰法令に違反する行為全般を指す。少年法において、14歳以上20歳未満の少年も犯罪に該当する行為をした場合に、刑事責任が問われる可能性がある。

(出典：豊島区治安対策推進課)

---

⑤ 言葉だけでなく、年齢及び発達段階に応じてその意思（想いや願い）が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児

---

① 乳幼児期の子ども（0歳、概ね1歳～3歳未満の幼児、概ね3歳以上の幼児）

「乳幼児」とは「乳児」と「幼児」の総称で、「乳児」は満1歳未満の者、「幼児」とは満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

（出典：児童福祉法第4条）

# 3 子ども・若者の意見を聴くときの心構えと進め方



## 1 意見聴取・反映のプロセス

### STEP 5 : 検証・反映する

- STEP1からSTEP4までの取組について、第三者の視点から点検・評価を受ける
- 点検・評価結果を反映させて取組を改善する

### STEP 4 : フィードバックする

- 意見を聞いた後の検討プロセスや結果、理由を整理して伝える
- わかりやすく、個々に応じた方法で伝える

### STEP 3 : 意見を反映し実施

- 子ども・若者の意見を受け止め、どのように反映するのかを検討する。
- 取り組めるものから意見を反映させて実施する



### STEP 2 : 意見を聴く

#### ～対話の仕方～

- 対話の手段や声を聴く方法は複数検討する
- 子ども・若者にわかりやすい資料を用意する
- 答えを誘導しない
- 子どもが話した内容を判断(ジャッジ)しない
- 代弁にあたっては、あくまでも意見の補助としての代弁であることを留意し、一人ひとりの意見に力があることを伝える
- 子ども・若者への不適切行為や権利侵害の発見や、悩み相談を受けることを想定する
- 補足・訂正・取り消しの機会を確保する

### はじめに

#### ～聴くときの姿勢や心構えを確認する～

- なぜ意見を聴くのかを再確認する
- 自分の持つ無意識の偏見を理解する
- 安心して自由に話せる場づくりを意識する
- 子ども・若者を尊重し感謝の気持ちを持つ
- 成果に囚われすぎない
- おとなも意見を伝える

### STEP 1 : 企画する

#### ～意見聴取の場の企画・設計～

- 対象の子どもに応じた企画・設計をする
- 支援者と連携する等の体制を整備する
- 圧迫感のない自由な対話の場であることが伝わる環境を準備する
- 安全・安心な場所・環境を準備する
- 「インクルーシブ」な場で聴く場合は、特に当事者が参加しやすい状況が始めることや、既に形成されている場所で実施することを検討する
- 多様な子ども・若者の意見を聴くための留意事項を確認する(p22～)

#### ～参加者の募集・準備～

- 子ども・若者に身近なアクセス手法を検討する
- 参加窓口の広い安心な場であることを発信する
- 対象の状況や環境を考慮して募集する
- 対象についてよく知り、事前準備をする

## 2

# 子ども・若者へのアプローチにおいて大切なこと ～聴くときの姿勢・心構え～

### ① 意見を聴く目的、当事者にとっての意味を伝える

聴く側が、豊島区子どもの権利に関する条例（大切な7つの権利「安心して生きること」、「個性が尊重されること」、「自分で決めること」、「思いを伝えること」、「かけがえのない時を過ごすこと」、「社会の中で育つこと」、「支援を求めること」）や子ども基本法を理解します。また、意見を「聴きだす」のではなく、何のために意見を聴くのかを再確認します。

### ② 自分の持つバイアス（偏見）を自覚的する

「子どもは大人に比べて正しく意見を言えない」、「困難を抱える子はかわいそうだ」といった無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を排除して、年齢や境遇に関わらず、その子ども・若者自身の最善の利益を第一に考え、一人の人間として尊重します。

### ③ 安心して自由に話せる場づくりを意識する

対話においては、「できなくていい」、「意見を言ってもいい」、「意見を言っても安心である」と思えることがとても大切です。子ども・若者の気持ちを柔らかくし、安心して自由に話せる場づくりを意識することが重要です。

### ④ 子ども・若者本人を尊重し、感謝の気持ちを持つ

意見を聴くときには、子ども・若者本人を尊重し、「感謝の気持ち」を持つことが大切です。属性に対する固定観念を取り払い、一人ひとりの子どもの気持ちや考えに応じて、できるだけことは対応するという姿勢が大切です。

（意見を聴くときの姿勢の例）

- － 困難な状況にある子ども・若者に対しても「かわいそう」という姿勢ではなく、常にフラットな姿勢、社会を構成している一人の人間として向き合う。
- － まとまった「意見」という形でなくても、子ども・若者が普段どんなことで困っているのか、どんな気持ちを伝えたいのか率直に伝えてほしいということを伝える。

### ⑤ 成果に囚われすぎない

意見を聴く時間の制約がある中でも「子どもが話したいことを聴く、受け止める」姿勢が大切です。子ども・若者は学校等において大人が期待する答えを言う場面に慣れているため、本音を聴くためには、聴く側の期待する答えを言わなくてはいけないような雰囲気にならないことが大切です。

### ⑥ おとなも意見を伝える

子どもを対等なパートナーであると尊重し、「自分とは異なる他者の視点」を学ぶ機会にもつながります。互いに意見を誠実に出し合うことで、両者の納得解を見つけることが大切です。

### 3

## 意見を聴き、反映につなげるための留意事項

### ① 【STEP 1：企画する】意見聴取の場の企画・設計

#### ① 基本的な考え方

##### 個別の子どもに応じた配慮をする

声を聴かれにくいポイントを持つ子ども・若者には「これさえ行えばよい」という線引きはありません。声の聴かれにくいポイントをもつ子どもだけでなく、どの子どもにとっても常に「最善の意見を聴く場」となるように、どのような環境を整備すればよいかを考えることが大切です。

#### ② 体制

##### ア 支援者と十分に連携する

当事者の子ども・若者の状況について、よく理解をしている支援者や当事者が信頼している人がそばにいると安心することができます。ファシリテーターを配置することも有効です。

ただし、実際に意見を聴くときに同席してほしいかどうかは、その当事者によって異なるため、必ず確認をすることが大切です。

##### イ 圧迫感がなく、自由な対話の場であることが伝わる環境を準備する

聴く側（大人）の人数は多すぎない方が良いです。また、服装は、スーツの着用は控えるなどし、聴く側も参加する子ども・若者も自由であり、多様性を認めることが重要です。

#### ③ 安全・安心な場所・環境を準備する

（安全・安心な環境の例）

- － 自分の話や個人情報勝手に誰かに伝わらない。
- － グラウンドルールや意見を聴く目的、聴く人などの情報を十分に伝えている。
- － 毎回人が入れ替わるのではなく、特定の人が普段から関係をつくり、信頼関係をつくるのが望ましい。

#### ④ 「インクルーシブ」な場で聴く場合の留意事項

##### ア 取組の対象である子ども・若者が参加しやすい状況から始める

多様な子ども・若者にあわせてどういった場が必要かを考えて、安心して「参加してみたい」と思ってもらえるような工夫が必要です。

（インクルーシブな場をつくる方法の例）

- － 当事者と似た境遇の参加者が多い環境（数的有利な状況）とする。
- － 支援者や当事者が信頼している人を支えた環境を用意する。

## イ インクルーシブな場が既に形成されている場所で実施する

無理に多様な子ども・若者を参画させようとせず、既にインクルーシブな場が形成されている場所に出向き、ヒアリングを実施することが現実的です。

(既にインクルーシブな場が形成されている例)

- － 児童館・子ども食堂・青少年交流施設・色々な人が集まる居場所

---

## 2 【STEP 1：企画する】参加者の募集・準備

---

### ① 子ども・若者へのアクセス

子ども・若者にとって身近なチャネルを利用する

(アクセス方法例)

- － SNS やオンラインゲームのチャット等
- － 学校や教育委員会との連携
- － 支援団体や居場所等（フリースクール、通信制高校、学習支援教室、子ども食堂、国際交流協会、日本語教室、LGBTQ 支援団体など）との連携

### ② 募集・告知の工夫

誰でも参画してよい場、安心して参加できる場である情報を発信する

(募集・告知の工夫の例)

- － チラシの工夫をする（子どもの肌の色、髪の毛の色、車いすの子どもなど、多様なイラストを用いる）
- － 障害の対応の可否を示す
- － グラウンドルールを示す
- － 意見を聴く人の情報（写真、経歴など）を示す
- － 保護者の同意の可否を示す など

### ③ 意見を聴く子ども・若者の決め方

取組の対象となる子ども・若者の状況や環境を十分に考慮する

公募だけでは参加が難しいので、支援者である支援団体や施設などを通じて声掛けし、子ども・若者の存在を認識してもらうなどの工夫をすることが大切です。

困難の渦中にいる子ども・若者に聴くのは難しい場合があることに留意し、本人の置かれた状況の深刻さを加味する必要があります。

時間や予算の制約の中で効果的な意見聴取を行うために、意見をもっている子ども、意見表明をしやすい子どもを対象とすることも一つの方法です。一方で、そうした取組を入りに、多様な子ども・若者の声を聴く取組へ広げていくことも大切です。

#### ④ 事前準備

対象の子ども・若者のことを知り、安全・安心に意見を言えるための準備をする

(事前準備の例)

- － 対象となる子ども・若者にとっての危険信号、NGワードなど、必要な配慮やどのような場所、方法が良いか、当事者の状況に詳しい人（当事者本人や支援団体、施設など）に聞いてみる。
- － 子どもの権利に関する研修や当事者の属性に応じた研修を受けるなど、聴く側のスキル向上を図る。

### ③ 【STEP2：意見を聴く】意見聴取の場での対話の仕方

#### ① 対話の手段・声を聴く方法

##### ア 多様な選択肢を用意する

どの手法・どの場所が良いとは一概には言えません。取組の対象となる子ども・若者の状況や特性に応じて、様々な形で意見を伝えることができる環境を用意することが重要です。なお、その際には、プライバシーを守れるかどうか、家庭環境に沿うかどうか等に配慮が必要です。

(多様な選択肢の例)

- － 普段なじみのある居場所への訪問（個別、グループ）
- － SNSのチャットなどを使ったやり取り
- － ZOOMなどのオンライン、対面
- － 手紙、電話、メール
- － アンケート、質問箱（匿名）
- － GIGAスクール端末の利用 など

##### イ 子ども・若者にとってわかりやすい資料を用意して説明する

子ども・若者が「何を聞かれているのかわからない」、「聞かれていることはわかっても言っても変わらない」ということから意見を伝えることを控えることのないように、わかりやすい説明資料を用意することも有効な手段です。結果として、周りの大人への普及啓発にもつながり、大人の理解が進むことも期待されます。

また、意見を聴く目的や話したくないことは話さなくてよいこと、いつでも中断できること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見の取扱いなどを説明します。

##### ウ 答えを誘導しない

誘導にならないように、できる限りオープンな質問を意識することが大切です。また、答えを誘導するような聴き方は避ける必要があります（「○○だよな？/でしょ？/じゃない？」など）

##### エ 子どもが話した内容を判断（ジャッジ）しない

「それは間違っている」、「もっとこうすべき」といった大人の価値観で判定を下すと、子どもは「自分の意見は価値がない」と感じ口を閉ざしてしまいます。内容の正誤では

なく、「そのように感じ、そう考えた」という事実そのものを尊重することが大切です。

## ② 代弁の在り方

### ア 本人中心で、あくまで意見表明の補助としての代弁であることを留意する

本人がうまく伝えられないときに、必要に応じて補助したり、発言を整理したりするような代弁が必要な場合もあります。当事者本人の意思を尊重して、代弁の必要性を考えることが重要で、意見の押し付けや誘導にならないよう留意することが必要です。また、何も話さないことや沈黙にも意味がある場合もあります。

### イ 一人ひとりの意見に力があることを伝える

子どもや若者は、「自分一人の声なんて大したことない」と思いがちです。そのようにならないために、集約して関係者で共有することを伝えるなどの工夫が必要です。

## ③ 子ども・若者への不適切行為や権利侵害を発見したとき、悩みの相談を受けたとき できないこと（責任範囲）を明確にしつつ、責任を持って対応する

一人で対応せず、関係機関と連携することが必要です（特に虐待の通告義務）。

ただし、本人の気持ちを大事にすべきであり、話を聴いている者自身が悩みの解消のための支援を直接行うことは難しい場合は、そのことを事前に説明したうえで、解決のための選択肢を示し、子どもの意思を確認することが大切です。

## ④ 事後のフォロー

### 補足・訂正・取り消しの機会を確保する

「言い忘れ」や「後から発言を取り消したい」「誤解があった」などのときに、子どもから連絡できるようにしておくことが大切です。

「辛いことがあったら遠慮なく連絡してください」と伝えておけることが望ましいです。また、訂正や取り消しの確認依頼・受付などは、意見を聴いた人が行うだけではなく、協力団体や支援者に頼んで行うこともできます。その際には、子ども・若者の意見が本人の意思に反して他者に知られないよう留意することが重要です。

---

## 4 【STEP4：フィードバックする】フィードバック

---

### ① フィードバック

#### わかりやすく、個々に応じた方法で結果をフィードバックする

「意見を受け止めたこと」を伝えるとともに、「後から発言を取り消したい」「誤解があった」などのときに、子どもから連絡できるようにしておくことが大切です。

また、終了後も「辛いことがあったら遠慮なく連絡してください」と伝えておけることが望ましいです

この他、訂正や取り消しの確認依頼・受付などは、意見を聴いた人が行うだけではなく、支援団体や施設などに頼んで行うこともできます。その際には、子ども・若者の意

見が本人の意思に反して他者に知られないよう留意することが重要です。

---

## 5 政策反映につなげるための意見聴取の課題や工夫

---

### ① 子ども・若者、聴く側のお互いの学びを深める

子ども・若者も、意見を聴く側も「子どもには意見表明する権利がある」ということや、子ども・若者と関係のある政策について、お互いに学びを深めることが重要です。

また、意見を聴く政策担当者も、「どの政策も子どもの権利と関係がある」ということを意識し、関係者に伝えることが必要です。

### ② 意見を聴くタイミングや意見を聴く方法の工夫

意見を聴く側で全てを考えてから意見を聴くのではなく、取組を考えるとき、悩んでいるときに、まず当事者から話を聴くという発想（取組）や、大人が考えたテーマや質問にただ答えさせるような『目的へ向けたアリバイ作り』にしないことが必要です。

### ③ 政策反映のための工夫

身近な課題や困りごとなど、答えやすいことを入口に、「なぜそのような問題があるのか?」、「どうしたらうまくいく?」と深掘りして聴いていくことが望ましいです。

また、一律の調査項目ではなく、取組の対象となる子ども・若者本人や支援団体、施設などの声から何を調査すべきか決めたり、まずは対話で定性的な声を拾ったうえで、それが量的ニーズとしてどうなのかを定量的に検証する等のサイクルが有効です。

## 4 多様な子ども・若者の意見を聴くための留意事項

### 1 学校、地域、生活の場などを通じて情報や参画機会を提供することが困難な子ども・若者

#### ① 「どこにも居場所がない子ども・若者」、「困難な状況にあることを自認していない子ども・若者」への対応が存在することを認識する

基本的には、第三の居場所や支援団体などに繋がっている子ども・若者を通じた意見聴取が考えられるが、「どこにも居場所がない子ども」に意見を聴くことも大切で、そういった存在も意識することが必要です。

#### ② 困難な状況を理解してもらえ、本音を言える安心な環境を提供する

ヒアリングで同席する人をよく考えることが重要です。例えば、取組の対象となる子ども・若者が信頼している人や当事者と似た経験のある人がいることで、安心な環境や本音を言いやすい環境づくりができます。

言葉の選び方にも注意が必要で、例えばアクセスが難しい地域について、「あまり発展していない」や「田舎」といった表現を使うことで傷つく子ども・若者がいるかもしれないと認識することも大切です。

### 2 意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要な子ども・若者

#### ① 表明していなくても、意見を持っているという認識を持つ

意見を表明していないからといって、意見がないわけではありません。意見を聴く際には、どんな子ども・若者にも意思があることを意識する必要があります。意見の表明が上手くできなかつたり、意見を伝えることに時間がかかるかもしれないことを理解し、必要なのは聴く側の工夫や配慮であることを認識したうえで、意見表明のサポートや時間をかけて向き合うことが重要です。また、言葉だけが表現の全てではないことを認識し、表情や身振り手振り、沈黙など、あらゆる意見の表明を受け止める準備が必要です。

#### ② どの程度の意見表明ができるかを把握し適切な準備やサポートを行う

体制や配慮を検討するためには、「どの程度意見の表明ができるか」についてあらかじめ把握したうえで検討する必要があります。また、安全・安心な環境にするためには、対象となる子ども・若者の特性をあらかじめ把握し、どのような配慮を要するのかを確認する必要があります。

### ③ 言葉による意見表明ができない場合、適切な代弁で補完すること

障害などで言葉による表現が十分にできない子ども・若者の場合、適切な代弁で補完することが大切です。ただし、当事者本人の意思を尊重して代弁の必要性を考えることが重要であり、少なくとも意見の押し付けや誘導、本人に意思を確認せず意見を想像してはいけません。

## 3 意見を言うことが安全・安心でないなど、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要な子ども・若者

### ① 寄り添う姿勢で意見を聴く

意見を聴く場が安全・安心であると感じてもらうためには、意見を聴く目的や聴いた意見をどう使うのかを伝え、「あなたの意見を生かしたい」、「できるだけあなたのためにもなっていると思うので、協力してほしい」という気持ちを示すことが大切です。

### ② 信頼できる人がいる場で、信頼できる人が聴く

意見を言うことが安全・安心でないと感じる子ども・若者にとっては、相手との信頼関係がとても大切です。意見を聴く際には、何度か対話を繰り返し、信頼関係を築いたうえで行うことが望ましいのはもちろん、本人の意向に応じて、信頼できる人や支援団体や施設などが同席している環境を用意することが必要です。

### ③ 匿名性や秘密を守る

「誰に参加を知られるか」、「言ったことが誰に知られるか」に注意を払う必要があります（他の参加者や家族へのアウティングに配慮する、参加の際の保護者同意の要否など）。

### ④ 権利侵害の経験に対する十分な配慮、話すことによる心理的負担や権利侵害等への対応・連携体制を整える

意見を聴くときに、参加者が権利侵害を受けた経験などを話す場面も想定されるため、配慮が必要です。また、子ども・若者への不適切な行為や権利侵害を発見したときや悩みの相談を受けたときに、適切な相談機関にきちんとつなぎ、どこの相談機関がどういうことをしているのかを本人に説明すること、必要に応じて支援機関への相談をサポートすることも大切です。

## 4

## 言葉だけではなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思(思いや願い)が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児

### ① 乳幼児をひとりの人間として尊重し、意見を言えないと決めつけない

乳幼児は、大人が思っている以上に様々なことを理解していますが、その表現は幼いため、大人は「まだ分からない」と判断してしまいがちです。「乳幼児だから大した意見を持っていないだろう」という先入観を取り払い、ひとりの人間として見る必要があります。

意見を言う際には、考えがまとまらなかったり、言葉として表現するのに時間がかかったりしてしまふことがあります。大人が答えを誘導してしまふことのないように『待つ』ことが重要です。

### ② 日常の場面であらわれる様々な表現を大事にして受け止める

乳幼児は、言葉による表現だけでなく、自らの動きや音、環境への反応などによって自分の声(意思)を表現することが多いため、非言語的なコミュニケーションを観察し、意思を読み取ることが重要です。また、声に出していることと、考えていることが異なる可能性についても留意する必要があります。

### ③ 乳幼児が生きている時間軸や身近な内容に寄せて考える

乳幼児は、先のことを考えて意見できるわけではないため、意見を聴けたとしても、その意見がすぐ変わるかもしれないという前提で意見を聴くことが大切です。

乳幼児は、国や自治体といった機構、社会の仕組みやルールという概念を認識するのは難しいため、地域課題や都市計画の話であれば「まち」、環境問題の話であれば「花」など、乳幼児にとって身近な内容に寄せて、問いかけをし、意見を求める必要があります。

### ④ 意見反映・参画体験の積み重ねが大切である

乳幼児の意見表明の機会を増やし、意見表明や参画の経験を積み重ねていくことによって、意見を言う力が備わり、意見を言いたいという気持ちが醸成されていくことを期待することができます。意見を受け止める側も、意見を聴く取組を積み重ねることによって、ノウハウや知見を蓄積していくことが望まれます。

# 【 5 】 子ども・若者の意見を聴き反映する取組の事例

<b>取組名:</b> 子ども・若者総合計画（令和7～11年度）子ども版の作成	<b>所管課:</b> 子ども若者課												
<b>企画</b> （取組概要）	<b>【計画子ども版概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内 容：子どもにとって身近で親しみやすい施策を選定し紹介</li> <li>・対 象：小学4～6年生及び中学生</li> <li>・編集方針：子どもが基本理念である「自分らしく成長する」意欲や、「豊島区で暮らす安心感」を持つことを目指す「エンパワーメントツール」</li> </ul> <b>○コンセプトの検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども版を子どもとともに作るには」という視点で検討し、「誌面を子どもと一緒に作ること」と整理して、案段階で子どもの意見を集約することとしました。</li> <li>・「どのような子どもの声を聴けばよいか」整理し、「施策・事業課より子どもが何を考えているか、感じるかを把握すること」としました。</li> <li>・「どのような方法で子どもの声を聴くか」については、教育委員会と連携して整理し、①行政計画という性質からなるべく広い声を聴けるように区立小中学校生へのアンケート調査を実施すること、②子どもの表情や話題への関心度合い等の把握のため、事前にスキップとジャンプでの聞き取りをすること、としました。</li> </ul> <b>○アンケート調査の設計（教育委員会と連携）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介する施策や調査の実施時期、方法（どうしたら子どもが回答しやすい調査となるのか）については、教育委員会と連携して検討し、生徒全員が持つタブレットへ配信するとともに、学校のクラス別に一部ずつ子ども版案を掲示することとしました。</li> </ul>												
<b>意見聴取</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長会を通じて全校へ協力依頼をした後に調査を実施しました。</li> <li>・調査実施中に画面表示ができないコンテンツがある等、トラブルもありましたが、学校関係者の連絡システムを活用させていただいたり、学校の先生方等関係者のご協力もいただきながら進めました。</li> </ul>												
<b>反映</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもからいただいた意見を子ども版の構成ごとに分類整理し、各ページの所管課へ子どもの意見を伝え調整し、誌面を作成しました。</li> </ul>												
<b>フィードバック</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもからの意見への対応結果をまとめた資料を作成し、完成した子ども版と併せて区立小中学校へ配信・送付しました。</li> </ul>												
<b>その他</b> （取組のポイントなど）	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>学年別回答率</p> <table border="1"> <tr> <td>小学4年生</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>小学5年生</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>小学6年生</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中学1年生</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>中学2年生</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>中学3年生</td> <td>15%</td> </tr> </table> </div> <div style="flex: 2;"> <p><b>豊島区からの挑戦状(子ども・若者総合計画)ができました!!!</b></p> <p>みなさんの声によりつかったところ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【意見】 意見、反映した内容</li> <li>【意見】 クイズの難易度は「できない」とを聞くのではなく、「できること」を聞いてほしい</li> <li>【意見】 ジャンプ/ドラム/トランプをやりたい、どんな活動の紹介がほしい</li> <li>【意見】 クイズの難易度を調整しました。(回答: 年長生にトランプがプレイできること、ほかはなに?)</li> <li>【意見】 ジャンプ/トランプやトランプの楽しみ方を紹介しました。</li> <li>【意見】 各課のアクセスの新しい情報を掲載させることについてご意見をいただきました。</li> </ul> <p>【意見】 区立小中学校へ送付</p> <p>アンケートの集約で、ホームページからアンケート結果を公開しました。その集約で、区立小中学校へ送付しました。お声かけを1文字で公開していただくことができました。</p> <p>豊島区子ども若者課</p> </div> </div>	小学4年生	24%	小学5年生	18%	小学6年生	20%	中学1年生	33%	中学2年生	27%	中学3年生	15%
小学4年生	24%												
小学5年生	18%												
小学6年生	20%												
中学1年生	33%												
中学2年生	27%												
中学3年生	15%												

取組内容

